

鳥取市教育委員会が『鳥取市立宮ノ下小学校と岩倉小学校の通学区域の一部変更等』について決定

平成19年12月27日に鳥取市校区審議会（会長 渡部昭男）から答申された校区再編について、鳥取市教育委員会（委員長 赤澤悦子）は、平成20年1月9日に開催した鳥取市臨時教育委員会で、宮ノ下・岩倉小学校区の通学区域の一部変更の規則改正を原案通り可決し、明德小学校区と城北小学校については、後期校区再編計画（平成21年度～25年度）へ継続審議することを決定した。その内容は以下の通りです。

1. 宮ノ下・岩倉小学校区

(1) 変更区域

宮ノ下小学校区である「国府町新通り一丁目、国府町新通り二丁目、国府町新通り三丁目、国府町新通り四丁目、国府町分上一丁目、国府町分上二丁目、国府町分上三丁目、国府町分上四丁目、国府町奥谷三丁目の一部」を岩倉小学校区に変更します。

(2) 施行日 施行は平成21年4月1日です。

(3) 移行措置（変更する地域の児童・生徒）

【平成20年度】

- ・小学生 希望により岩倉小学校へ就学できます。
- ・中学生

新一年の中学生は東中学校への就学が出来ます。しかし、平成20年度国府中学校の2・3年生は卒業するまで、国府中学校への就学とします。

【平成21年度以降】

- ・小学校在学学生

希望により2年生から6年生は卒業するまで、従前の宮ノ下小学校への就学が出来ます。

- ・小学校新一年生

宮ノ下小学校へ就学する兄弟のいる新一年生は、宮ノ下小学校へ就学が出来ます。

- ・中学生

宮ノ下小学校を卒業した場合は希望により国府中学校へ就学できます。

2. 明德小学校区

後期校区再編計画（平成21～25年度）で継続審議とします。

3. 城北小学校区

後期校区再編計画（平成21～25年度）で継続審議とします。（以上）